

経済支援の一環として、

水道料金の基本料金を免除します。



滑川町長 大塚 信一（公印省略）

物価高騰などが経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、滑川町では経済支援として、水道料金の基本料金を2か月間免除（無料）といたします。

対象期間	【対象期間】 ・中尾、伊古、水房、月輪、都、羽尾、みなみ野、月の輪にお住まいの方 令和5年9月検針分（令和5年7月～8月使用分を減免） 令和5年11月検針分（令和5年9月～10月使用分を減免） 令和6年1月検針分（令和5年11月～12月使用分を減免） ・福田、山田、土塩、和泉、菅田にお住まいの方 令和5年10月検針分（令和5年8月～9月使用分を減免） 令和5年12月検針分（令和5年10月～11月使用分を減免） 令和6年2月検針分（令和5年12月～令和6年1月使用分を減免）
免除の対象	滑川町の全水道使用者（公的機関等を除く）
免除の金額	水道料金のうち基本料金分
免除金額について	【免除額の例】 口径 13mm～20mm の場合 1 回の検針につき、1,760 円（税込） 口径 25mm～50mm の場合 1 回の検針につき、2,420 円（税込） 口径 75mm 以上 1 回の検針につき、2,860 円（税込）
手続きについて	今回の免除に対する申請などの<u>手続きは不要</u>です。
そ の 他	・水道の超過料金および下水道使用料、農業集落排水使用料は、免除の対象外です。 ・今回の免除のために、銀行やコンビニの ATM へお客様を誘導することはありません。

<お問い合わせ>

滑川町 上下水道課（TEL：0493-56-2231）